

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 4 日

日程第 11. 議案第 47 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 11. 議案第 47 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 47 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしましては、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布にともない、条例の一部を改正する必要があるために提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは、議案第 47 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について概要等ご説明いたします。議案書をめくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。改め文をまず読んでご説明いたします。南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。第 29 条第 3 項、第 31 条第 3 項、第 44 条第 3 項及び第 47 条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。附則 この条例は、公布の日から施行するという内容でございます。この改正につきましては、これまで児童福祉施設の最低基準の一部を改正する省令の規定により乳児 4 人以上を入所させる保育所にかかる保育士の数を算定する場合に、当分の間は当該保育所に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限って保育士とみなすことができるとされておりました。今回、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が本年 3 月 31 日に公布され、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、当該保育所に勤務する准看護師についても 1 人に限って保育士とみなすことができるとされたことから、本町の条例についても准看護師を加えるための改正であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題と

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 4 日

なっております議案第 47 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、総務民生常任委員会に付託します。